

第7章 事後調査及び検証結果に基づく環境保全措置の検討

平成 28 年度までに、一部の公園工事を残して各種工事が終了し、供用も進んだことから、平成 29 年度は供用後の保全措置を実施する。

事後調査についても、供用後に実施する事項について確認を行うこととする。

7.1 大気質

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-1 大気質に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
等の運搬・輸送) (資材・製品・人 供用による影響	事業区域内に進出する事業所に対して、以下の環境保全措置を要請することとする。 ・通勤車両の相乗りや送迎バスの運行、公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図る。 ・車両の適正運転（過度のアイドリングや空ぶかしの禁止等）を要請する。	供用後（保留地販売時等）	事業実施区域（商業・業務用地）

7.2 騒音

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-2 騒音に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
製品・人等の影響) (資材・輸送) 供用による影響	事業計画において、事業区域南側の土地利用は商業・業務地や公益施設とし、住宅地を配置しないこととする。	事業実施前	事業実施区域
	事業区域内に進出する事業所に対して、以下の環境保全措置を要請することとする。 ・通勤車両の相乗りや送迎バスの運行、公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図る。 ・車両の適正運転（過度のアイドリングや空ぶかしの禁止等）を要請する。	供用後（保留地販売時等）	事業実施区域（商業・業務用地）

7.3 振動

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-3 振動に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
等の （資 材・ 運搬 ・製 品・ 輸送 ） 人 供用 による 影響	事業区域内に進出する事業所に対して、以下の環境保全措置を要請することとする。 <ul style="list-style-type: none">・通勤車両の相乗りや送迎バスの運行、公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図る。・車両の適正運転（過度のアイドリングや空ぶかしの禁止等）を要請する。	供用後（保留地販売時等）	事業実施区域（商業・業務用地）

7.4 水質

平成 28 年度までに造成工事が終了し、雨水排水路が整備されたこと、これまでの事後調査結果においても事業による影響は見られないことから、新たな保全措置は行わない。

7.5 土壌

引き続き地盤沈下について確認を行い、新たに影響が確認された場合は保全措置を実施する。

7.6 植物

供用後の植物についての保全措置は計画していないため特に実施しないが、引き続き生育環境や生育状況について確認を行い、事業実施による注目すべき植物への影響が確認された場合は、必要に応じて保全措置を実施する。また、これまでに移植により保全措置を行った注目すべき植物については、新たに整備される公園に移植を行って、引き続き保全を図る。

7.7 動物

供用後の動物についての保全措置は計画していないため特に実施しないが、引き続き生息環境や生息状況について確認を行い、新たに事業実施による注目すべき動物への影響が確認された場合は、必要に応じて保全措置を実施する。

7.8 生態系

供用後の生態系についての保全措置は計画していないが、公園の植栽など事業区域の生息環境や生息状況について確認を行い、事業実施による生態系への影響が確認された場合は、必要に応じて保全措置を実施する。

7.9 景観

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-4 景観に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
の存在による影響(改変後)	事業計画では3%以上の街区公園を配置することとしているが、歩行者導線も考慮して極力緑化に努める。梅ノ木地区の居久根の隣接地に公園・緑道を配置する。樹林を造営する場合は居久根の構成種を用い、周囲の居久根との調和を図る。また、地区内幹線道路(幅員18m)には街路樹を植栽する。	供用後(保留地販売時等)	事業実施区域(公園・街路)
	商業施設立地企業に対して、「仙台市『杜の都』景観計画」にならい、建築物の外壁にけばけばしさを抑えた低彩度の色調を用いることを要請する。	供用後(保留地販売時等)	事業実施区域(商業・業務用地)

7.10 自然との触れ合いの場

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-5 自然との触れ合いの場に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
の存在による影響(改変後)	事業計画では3%以上の街区公園を配置することとしているが、歩行者導線も考慮して極力緑化に努める。梅ノ木地区の居久根の隣接地に公園・緑道を配置する。樹林を造営する場合は居久根の構成種を用い、周囲の居久根との調和を図る。また、地区内幹線道路(幅員18m)には街路樹を植栽する。	供用後(保留地販売時等)	事業実施区域(公園・街路)
	商業施設立地企業に対して、「仙台市『杜の都』景観計画」にならい、建築物の外壁にけばけばしさを抑えた低彩度の色調を用いることを要請する。	供用後(保留地販売時等)	事業実施区域(商業・業務用地)

7.11 廃棄物等

商業施設立地企業に対して保全措置実施の要請を行うとともに、実施状況の確認を行う。

表 7.1-6 廃棄物等に対する環境保全措置

影響要因	評価書で検討した保全措置	実施時期	実施場所
形 響 (存 在 に よ る 影 響 後 の 地	発生量の減量化 ・居住者及び進出する事業所に対してごみ減量化について啓発を行う。	供用後（保留地販売時等）	事業実施区域
	分別保管の徹底 ・ごみの分別保管が可能な集積所を整備し、居住者及び進出する事業所に対し、ごみの分別について徹底を促す。	供用後（保留地販売時等）	事業実施区域